

徳島市緊急通報体制等整備事業について

1. 緊急通報システム

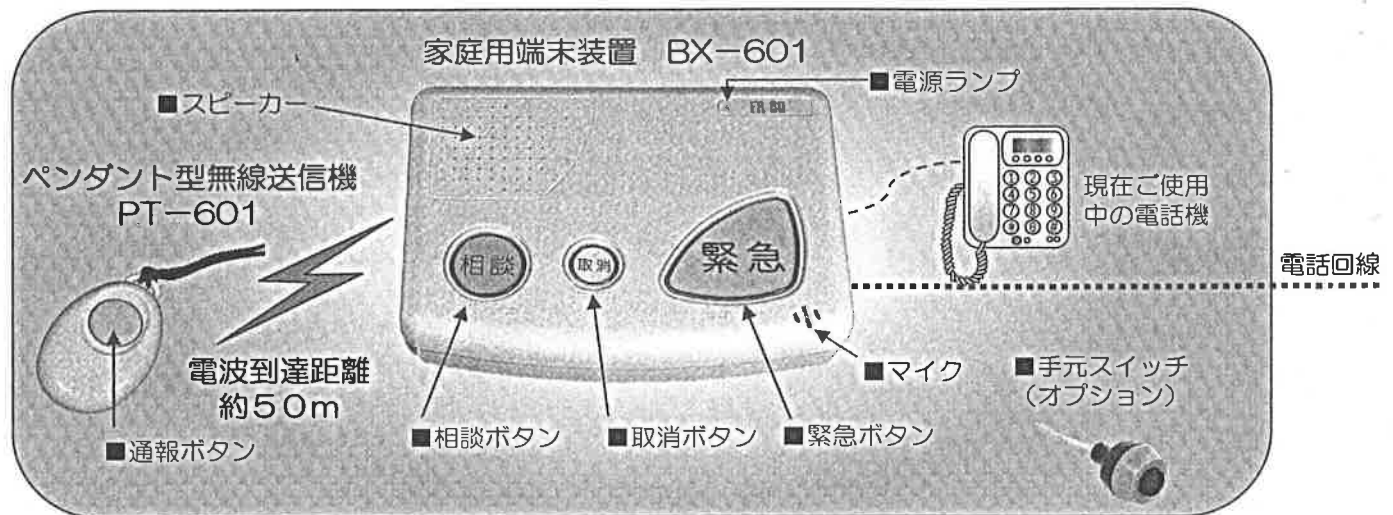
自宅で突然病気や不慮の事故にあったとき「緊急通報装置」本体の緊急ボタン、または身につけた携帯型発信機（以下「ペンダント」という。）のボタンを押すことにより、あらかじめ登録している「協力者」に電話回線を通じて助けを求めるシステムです。

2. 緊急通報装置について

電話器本体程度の大きさで、上面に「緊急」と書かれたボタンのある本体と、ペンダントで構成されています。本体またはペンダントの「緊急」ボタンを押すと、第1協力者から順に緊急通報を電話で自動的に行います。協力者が電話にでた場合、装置本体のスピーカーとマイクで協力者と通話が可能です。協力者が電話にでない場合は次の協力者へ緊急通報を行いますが、第1、2協力者が共にでない場合は第3協力者として、消防局へ通報を行います。

緊急通報電話装置 ER-60

使いやすさと安心の機能を追加し、緊急通報を簡単にそして確実に伝えます。



- ・ **緊急通報による発信音は、45秒間鳴り続けます。その間に電話にでられない場合は、次の協力者へと通報先が切り替わります。ただし、協力者が留守番電話機能を設定している場合には、その協力者で通報が終了となり、次の協力者へ通報することはできません。**
- ・ 緊急通報装置本体にバッテリーを内蔵していますので、コンセントが抜けた場合や停電時でも使用が可能ですが、バッテリーの蓄電可能時間は5～6時間程度になり、切れかける頃に「電池切れ」の通報が協力者に流れます。（光回線を除く）
- ・ ペンダントは緊急通報装置本体と違い、通話機能はありません。バッテリー不要な無線発信技術を使用しているため、電池交換は不要です。
- ・ ペンダントの有効範囲は緊急通報装置本体から半径50メートル程で、簡易防水機能もついていますのでお風呂での使用も可能です。

3. 貸与対象者

次の要件を満たす方を貸与対象者とします。

- (1) おおむね65歳以上の単身世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者であること。
- (2) 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 緊急連絡網を必要とし、原則として本市の区域内に協力者を得られる者。
- (4) 貸与対象者宅が電話回線を使用している環境であること。(無線型の回線を除く)

4. 協力者について

緊急通報装置貸与者がペンダントまたは機器本体の緊急ボタンを押下した際、緊急通報を受信する相手です。協力くださる方2人を登録し、第3協力者には消防局を登録します。協力者は被貸与者への救助を行う関係上、できる限り徳島市内在住の方としてください(ご親族・友人・近所の方などご協力いただける方であればどなたでもかまいません)。ただし、1人しか協力者になってもらえる方がいない場合は、高齢介護課へご相談ください。また、消防局のみの登録はできません。

協力者は緊急時、次の救助活動を行っていただきます。

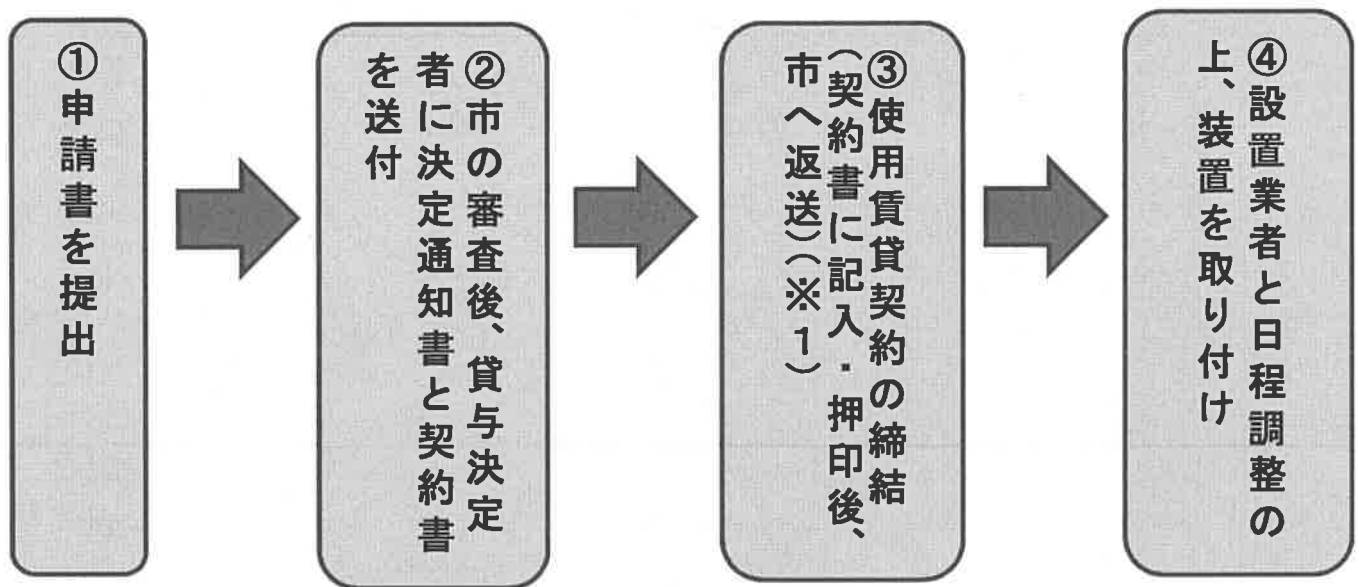
- (1) 緊急通報を受けたとき、まず電話による確認をしていただき、被貸与者が電話にでないなど、緊急事態が想定される場合現地(被貸与者宅)に出向いて安否の確認をお願いします。
- (2) 緊急事態が発生していたときは、消防局(救急車)等への通報、連絡をお願いします。

5. 費用負担について

貸与にかかる緊急通報装置の機器代金、設置・撤去工事費、協力者変更にかかる登録費用は本市が負担します。なお、次の費用については、被貸与者に負担いただきます。(4)、(5)については、いずれも1万円程度(業者の出張料を含む))

- (1) 電話使用料(基本料金及び利用料金)
- (2) 配線使用料
- (3) 消耗品(バッテリー代金)
- (4) 転居時の移設費
- (5) 機器の保守料(故障時の修理代など)

6.貸与までの流れ

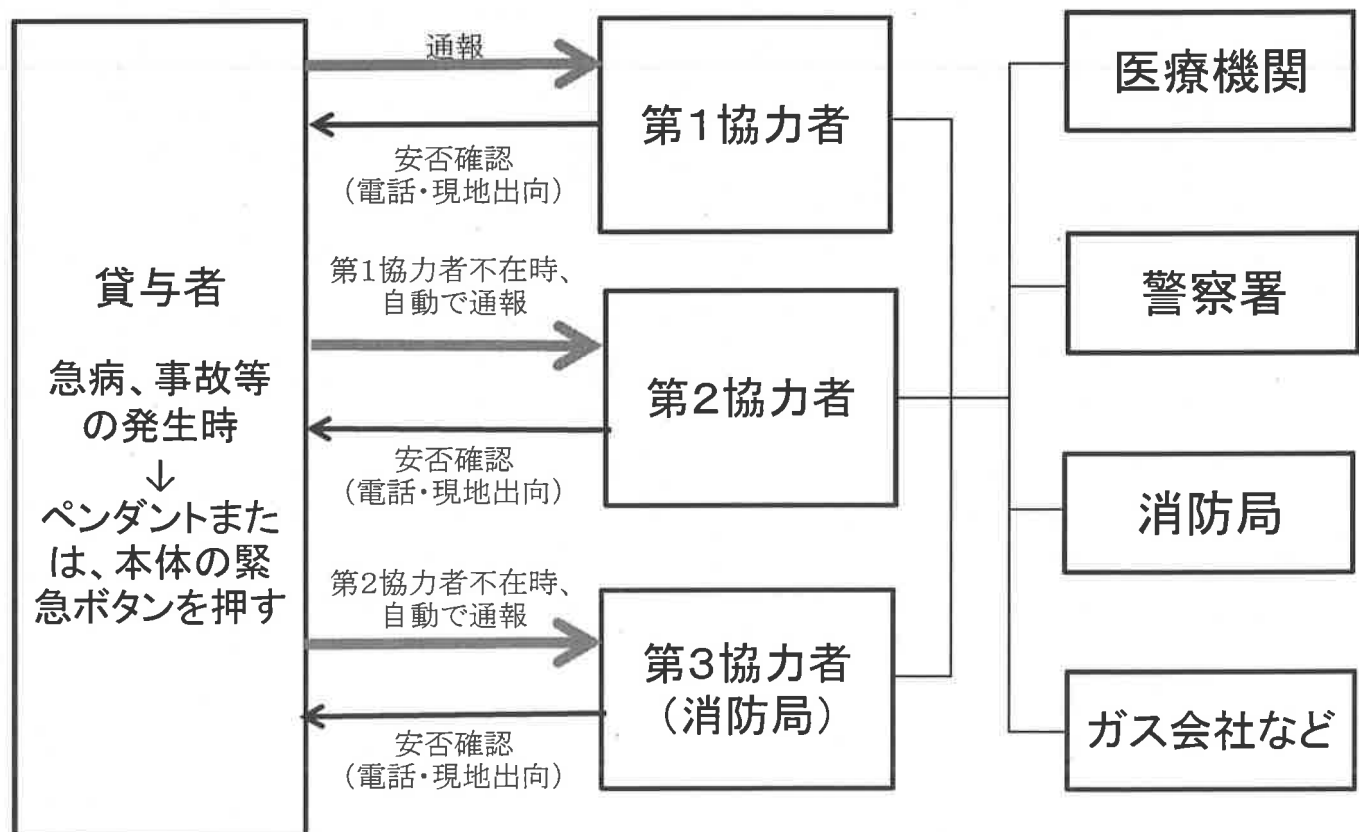


← 申請から取り付けまで2～3カ月程度 →

※1 契約書が返送されなければ貸与できません。

※2 年度内の設置台数に限りがある為、審査の結果、緊急性が低い方に対しては、貸与が保留になることもあります。御了承ください。

7.通報の流れ



協力者に流れる音声メッセージの種類

(〇〇は被貸与者の電話番号)

設置機種ER-60

「緊急ボタン」を押した場合	こちらは〇〇です。 緊急事態発生。
「ペンダントスイッチ」を押した場合	こちらは〇〇です。 ペンダント緊急事態発生。
本体バッテリー切れ	こちらは〇〇です。 本体電池切れ発生。

※〇〇には、貸与者の電話番号が流れます。

※協力者の方には、現地出向時等の事故に備えて「ボランティア活動保険」をお掛けしておりますので、協力時に負傷等された場合は、高齢介護課高齢者いきがい係までご連絡ください。

※本体バッテリー切れについては、電池残量が少なくなった際に通報があります。時間帯などの設定はできません。通報があった場合は被貸与者への支援をお願いします。

8.その他

○次の事由が発生した場合は届出が必要です。

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1)住所を変更しようとするとき。 | (4)協力者に異動があったとき。 |
| (2)ひとり暮らし等でなくなったとき。 | (5)装置の利用を辞退するとき。 |
| (3)装置を亡失又は毀損したとき。 | |

○被貸与者の死亡や施設への入所、ご家族との同居の事実を把握した場合、利用状況等の確認のため、徳島市から被貸与者または協力者へ御連絡させていただくことがあります。

9.連絡先

緊急通報装置の貸し出しやお問い合わせは
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
徳島市高齢介護課 高齢者いきがい係
TEL088-621-5176